

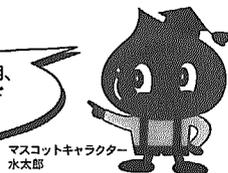
安全な水、お客さまへ 水質検査計画をお知らせします

平成17年度（広域合併後）に向けて、水道局では水質検査計画を更新しました。
新しい新潟市全域を「新潟ブランドの水道水」をお届けするために、検査地点を大幅に増やし、また国の定める基準を上回る検査を実施します。



これだけ厳しく検査しているから「安心」なのね。

法令検査・独自検査・重点項目、検査の3本柱が「新潟ブランドの水道水」の証だよ！



マスコットキャラクター 水太郎

平成17年度 水質検査計画

1、品質保障のための水質検査「水質基準に適合しているか」の検査（法令検査）

検査の名称	検査を行う場所	検査の頻度	項目数	検査する項目
毎日検査	じゃ口(64カ所)	毎日	3	色・濁り・消毒検査
毎月検査	じゃ口(13カ所)	1か月に1回	11	水質変化の指標となる項目
精密検査	じゃ口(13カ所)	1年に4回	50	水質基準のすべての項目

2、品質管理のための水質検査「浄水場の水づくりが適切か」などの検査（独自検査）

検査の名称	検査を行う場所	検査の頻度	項目数	検査する項目
河川水質検査	水系別河川(4カ所)	1か月に1回	21	河川水質の年間変動を把握します
		1年に4回	70	水道水の原材料としての性状を把握します
浄水工程検査	浄水場(12カ所)	1か月に2回	16	浄水場が良好に稼働しているかを確認します
配水工程検査	じゃ口(40カ所)	1か月に1回	11	配水場から各家庭まで水質劣化がないかを確認します

3、より安全な水のための検査「より高い安全性を求める」検査（重点項目検査）

検査の名称	検査を行う場所	検査の時期	検査する項目と対策
農業検査	水系別河川	4月～9月	水源流域で使用されている農業(36種類)を検査します
	浄水場		農業がたくさん使用される時期には活性炭処理を行います
異臭味検査	浄水場	5月～8月	水温が高く、水に臭いが見つかる時期には活性炭処理を行います
トリハロメタン検査	じゃ口	夏期	トリハロメタンが増える時期には活性炭処理を行います
ダイオキシン類検査	浄水場	年2回	ダイオキシン類(29種類)の検査を実施し、安全の確認を行います
河川共同水質検査	信濃川、阿賀野川を水源とする上流の水道事業体と共同で河川の水質検査(95種類)をします		



しっかり計画を立てて、きちんと検査されているんだね！

そうだよ、検査結果に基づいて活性炭を使って安全でおいしい水をつくっているんだ！



新潟市水道局広報紙(水先案内)は役場又は浄水場にありますが御利用下さい。

水先案内

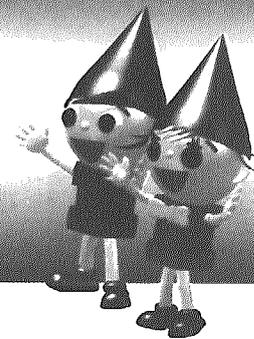
水のこと、もっと知りたい

新潟市水道局広報紙
Vol.24
2005年2月13日発行



～安全な水 お客さまへ～

水道だより



平成16年度 月潟村簡易水道水の水質検査結果

検査種別	基準項目		検査項目		検査成績		水質基準	
	検査種別	月潟村簡易水道 浄水	検査項目	検査成績	検査項目	検査成績	水質基準	水質基準
採水場所	給水系	大別当						
検査機関	検査機関	検査期日	平成17年2月14日～平成17年2月22日					
検査日時	平成17年2月14日	11時05分	気温	1.5℃	水温	4.5℃		
天候等	当日天候 曇り	前日天候 ****	採水時残留塩素	0.40	mg/l			
一般細菌	0	1ml中100以下	四塩化炭素	0.0002	未満	0.002	mg/l以下	
大腸菌	検出しない	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.002	未満	0.02	mg/l以下	
塩素イオン	21	200mg/l以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	未満	0.04	mg/l以下	
有機物等	0.9	10mg/l以下	ジクロロメタン	0.002	未満	0.02	mg/l以下	
pH値	7.1	5.8～8.6	テトラクロロエチレン	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
味	異常なし	異常でないこと	トリクロロエチレン	0.001	未満	0.03	mg/l以下	
臭気	異常なし	異常でないこと	ベンゼン	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
色度	1未満	5度以下	カドミウム及びその化合物	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
濁度	0.1未満	2度以下	水銀及びその化合物	0.00005	未満	0.0005	mg/l以下	
硝酸性及び亜硝酸性窒素	0.9	10mg/l以下	セレン及びその化合物	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
鉄及びその化合物	0.03	0.3mg/l以下	鉛及びその化合物	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
カルシウム、マグネシウム等硬度	51	300mg/l以下	ヒ素及びその化合物	0.001	未満	0.01	mg/l以下	
蒸発残留物	120	500mg/l以下	六価クロム化合物	0.005	未満	0.05	mg/l以下	
アソナトキシド及びアソナトキシド	0.001	0.01mg/l以下	フッ素及びその化合物	0.08	未満	0.8	mg/l以下	
クロロホルム	0.004	0.06mg/l以下	亜鉛及びその化合物	0.01	未満	0.1	mg/l以下	
ジブロモクロロメタン	0.004	0.1mg/l以下	銅及びその化合物	0.01	未満	0.1	mg/l以下	
ブロモジクロロメタン	0.005	0.03mg/l以下	ナトリウム及びその化合物	15	200	mg/l以下		
ブロモホルム	0.001	0.09mg/l以下	マンガン及びその化合物	0.005	未満	0.05	mg/l以下	
総トリハロメタン	0.013	0.1mg/l以下	陰イオン界面活性剤	0.02	未満	0.2	mg/l以下	
ホルムアルデヒド	0.008	0.08mg/l以下	フェノール類	0.005	未満	0.005	mg/l以下	
クロロ酢酸	0.002	0.02mg/l以下	ホウ素及びその化合物	0.08	1.0	mg/l以下		
ジクロロ酢酸	0.004	0.04mg/l以下	アルミニウム及びその化合物	0.02	未満	0.2	mg/l以下	
トリクロロ酢酸	0.02	0.2mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.005	未満	0.05	mg/l以下	
臭素酸	0.001	0.01mg/l以下	非イオン界面活性剤	0.005	未満	0.02	mg/l以下	
ジェオスミン	0.000002	0.00001mg/l以下						
2-メチルイソボルネオール	0.000001	0.00001mg/l以下						

判定 ◎水道法の水質基準に適合します。

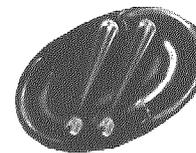
備考 *印の検査成績は不適合です。検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。
基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省令告示第261号による。
平成16年4月1日現在、現に布設されている水道のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの基準値については、平成19年3月31日までの間は各々0.00002mg/l以下。

※厚生大臣指定検査機関 (財)新潟県環境衛生研究所にて検査しています。

毎日の生活全体を見直してエネルギーの節約を!!

●省エネの工夫

- ・シャワーの出しっぱなしを減らす
- ・洗濯物をまとめて洗います
- ・食器洗いの水温を下げる
- ・風呂の残り湯を有効利用する
- ・節水型機器を使用する



●生活雑排水を少なくきれいにし出す工夫

- ・食器や鍋等の油や汚れは紙でふき取ってから洗う
- ・天ぷら等に使った油を流さない
- ・生ゴミを流さない
- ・台所の洗剤は薄めて使う
- ・洗濯は石鹼や無リン洗剤を必要な量だけ使う

○安全な水の供給は、水道の最も重要な条件です。
○水道水は、直接人の健康に係るため、常に安全でなければなりません。
○このため、水源から浄水場、さらに家庭の給水栓まで、安全な供給をするため、左記の厳しい水質検査を行い、水質基準に適合しているかをチェックしています。

水質検査結果報告